

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p>発行 高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	--

目次	ページ
告示	
◎告示（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部改正（会計管理課）	1
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	2
◎高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	3

告 示

高知県告示第205号

平成4年4月高知県告示第208号（高知県会計規則第2条による出先機関及び取扱店の指定）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 出先機関及び当該出先機関の取扱店の表中

高知県清水警察署	”	”
”		

公 安 委 員 会 規 則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月23日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

高知県公安委員会規則第2号

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則

高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中村の項中「10」を「15」に改め、同表清水の項を削る。

別表第2の1 高知警察署の表高知警察署高知駅前交番の項中「高知市栄田町一丁目2番11号」を「高知市新本町一丁目1番10号」に改める。

別表第2の6 南国警察署の表南国警察署介良駐在所の項中「高知市介良350番地」を「高知市介良乙1684番地1」に改める。

別表第2の10 土佐警察署の表土佐警察署新居駐在所の項中「土佐市新居66番地40」を「土佐市新居894番地9」に改める。

別表第2の14 中村警察署の表中村警察署所在地の項を次のように改める。

中村警察署所在地	四万十市 右山2034番地17	四万十市のうち 中村小姓町 中村上小姓町 中村東下町 中村山手通 中村大橋通一丁目 中村大橋通二丁目 中村大橋通三丁目 中村大橋通四丁目 中村大橋通五丁目 中村大橋通六丁目 中村大橋通七丁目 中村 中村東町一丁目 中村東町二丁目 中村東町三丁目 中村四万十町 中村天神橋 中村栄町 中村一条通一丁目 中村一条通二丁目 中村一条通三丁目 中村一条通四丁目 中村一条通五丁目 中村羽生小路 中村弥生町 中村愛宕町 中村本町一丁目 中村本町二丁目 中村本町三丁目 中村本町四丁目 中村本町五丁目 中村京町一丁目 中村京町二丁目 中村京町三丁目 中村京町四丁目 中村京町五丁目 中村桜町 中村新町一丁目 中村新町二丁目 中村新町三丁目 中村新町四丁目 中村新町五丁目 中村於東町 右山 不破上町 中村百笑町 右山元町一丁目 右山元町二丁目 右山元町三丁目 右山五月町 右山天神町 駅前町 秋田 麻生 安並 佐岡 古津賀 古津賀一丁目 古津賀二丁目 古津賀三丁目 古津賀四丁目 具同 渡川一丁目 渡川二丁目 渡川三丁目 具同田黒一丁目 具同田黒二丁目 具同田黒三丁目 赤松町 入田 不破 角崎 中村丸の内 田野川 敷
----------	--------------------	--

		地 岩田 坂本 中村岩崎町 土佐清水市のうち 大浜 中浜 浦尻 旭町 緑ヶ丘 天神町 中央町 元町 幸町 寿町 栄町 本町 市場町 戎町 小江町 浜町 越前町 汐見町 養老松崎 加久見 横道 厚生町 グリーンハイツ 清水 西町 加久見新町 加久見入沢町
--	--	---

別表第2の14 中村警察署の表中村警察署川登駐在所の項中「四万十市川登300番地」を「四万十市川登299番地」に改め、同表中

中村警察署江川崎駐在所	四万十市西土佐江川崎247番地3	四万十市のうち 西土佐黒尊 西土佐奥屋内 西土佐玖木 西土佐口屋内 西土佐中半 西土佐岩間 西土佐茅生 西土佐藤ノ川 西土佐橋 西土佐津野川 西土佐津賀 西土佐藪ヶ市 西土佐須崎 西土佐大宮 西土佐下家地 西土佐中家地 西土佐江川崎 西土佐西ヶ方 西土佐用井 西土佐長生 西土佐半家 西土佐江川
-------------	------------------	--

を

中村警察署江川崎駐在所	四万十市西土佐江川崎247番地3	四万十市のうち 西土佐黒尊 西土佐奥屋内 西土佐玖木 西土佐口屋内 西土佐中半 西土佐岩間 西土佐茅生 西土佐藤ノ川 西土佐橋 西土佐津野川 西土佐津賀 西土佐藪ヶ市 西土佐須崎 西土佐大宮 西土佐下家地 西土佐中家地 西土佐江川崎 西土佐西ヶ方 西土佐用井 西土佐長生 西土佐半家 西土佐江川
中村警察署下ノ加江駐在所	土佐清水市下ノ加江3417番地	土佐清水市のうち 立石 布 下ノ加江 鍵掛 久百々
中村警	土佐清	土佐清水市のうち

察署以布利駐在所	水市以布利 149番地9	以布利 窪津 大岐
中村警察署足摺岬駐在所	土佐清水市足摺岬 478番地1	土佐清水市のうち 津呂 大谷 足摺岬 松尾
中村警察署三崎駐在所	土佐清水市三崎浦一丁目7番33号	土佐清水市のうち 下益野 上野 斧積 爪白 三崎三崎浦一丁目 三崎浦二丁目 三崎浦三丁目 三崎浦四丁目 竜串
中村警察署下川口駐在所	土佐清水市下川口 984番地1	土佐清水市のうち 下川口 片粕 貝ノ川 大津 宗呂甲 宗呂乙 宗呂丙 有永

に改める。
別表第2の15を削る。
別表第2の16 宿毛警察署の表宿毛警察署小筑紫駐在所の項中「宿毛市小筑紫町小筑紫255番地3」を「宿毛市小筑紫町福良14番地1」に改める。
別表第2の16を同表の15とする。
附 則
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月23日  
高知県公安委員会委員長 近森 正幸  
**高知県公安委員会規則第3号**  
**高知県警察組織規則の一部を改正する規則**  
高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第15条」を「第14条の2」に改める。  
第3条第3号中「捜査第一課」を「刑事企画課 捜査第一課」に改める。  
第3章第3節中第15条の前に次の1条を加える。  
（刑事企画課）

**第14条の2** 刑事企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。  
（1） 刑事警察の運営に関する企画、立案及び指導に関すること。  
（2） 犯罪統計に関すること。  
（3） 指名手配及び捜査共助に関すること。  
（4） 犯罪情勢の分析に関すること。  
（5） 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。  
第15条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同項第6号中「及び指名手配」を削り、同号を同項第4号とし、同項第7号を同項第5号とし、同項第8号及び第9号並びに同条第2項及び第3項を削る。  
第17条第5号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第6号中「けん銃」を「拳銃」に改める。  
第20条第1項第13号中「第16条第1項の表15の項」を「第16条第3項の表15の項」に改める。  
第21条第2項及び第3項中「及び暴走族特別取締隊」を削る。  
第32条第4項中「必要と」を「必要があると」に改める。  
第37条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。  
（2） 庁舎長  
第38条第3号中オをカとし、エをオとし、ウをエとし、イをウとし、同号ア中「犯罪統計調査官、」及び「、刑事企画指導室長」を削り、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。  
ア 刑事企画課に刑事企画指導官及び犯罪統計調査官  
第38条第4号イ中「、暴走族特別取締隊長」を削る。  
第50条第1項中「警部又はこれに」を「警視若しくは警部又はこれらに」に改める。  
第54条の次に次の1条を加える。  
（刑事企画課の職）  
**第54条の2** 刑事企画指導官には警視又は警部を、犯罪統計調査官には警視若しくは警部又はこれらに相当する一般職員をもって充てる。  
2 刑事企画指導官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、刑事警察の企画、指導及び教養に関する事務並びに特定の事務を総括処理する。  
3 犯罪統計調査官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、犯罪統計事務の指導教養及び犯罪統計情報に関する事務を総括処理する。  
第55条第1項中「犯罪統計調査官には警視又はこれに相当する一般職員を、」及び「、刑事企画指導室長」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を

削り、第6項を第4項とし、第7項から第10項までを2項ずつ繰り上げる。  
第61条第1項中「、交通事故事件捜査統括官及び暴走族特別取締隊長」を「及び交通事故事件捜査統括官」に改め、同条中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とし、第9項を第8項とする。  
第69条の次に次の1条を加える。  
（庁舎長）  
**第69条の2** 庁舎長には、警視又は警部をもって充てる。  
2 庁舎長は、署長を補佐し、命を受けて所掌の事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。  
**附 則**  
この規則は、平成24年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年3月23日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸
高知県公安委員会規則第4号
高知県警察署協議会運営規則の一部を改正する規則
高知県警察署協議会運営規則（平成13年高知県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。
別表高知県中村警察署協議会の項中「7人」を「10人」に改め、同表高知県清水警察署協議会の項を削る。

附 則
（施行期日）
1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の高知県警察署協議会運営規則別表の高知県清水警察署協議会（以下「従前の高知県清水警察署協議会」という。）の委員である者は、この規則の施行の日においてこの規則による改正後の高知県警察署協議会運営規則（以下「新規則」という。）第3条の規定により新規則別表の高知県中村警察署協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる同表の高知県中村警察署協議会の委員の任期は、同日における従前の高知県清水警察署協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
3 新規則別表の規定にかかわらず、前項の規定により従前の高知県清水警察署協議会の委員が同表の高知県中村警察署協議会の委員である間は、同表高知県中村警察署協議会の項中「10人」とあるのは、「12人」とする。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月23日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第1の6級の警察の項中「犯罪統計調査官」を削る。

別表第2の5級の項中

「鑑識指導官」

を

「鑑識指導官

交通機動隊の隊長補佐」

に改め、同表の7級の項中

「地域交通官」

を

「地域交通官

庁舎長」

に改める。